

会 議 録

名 称 令和4年度第4回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和4年8月26日(金) 午後2時05分～午後4時44分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室
出席委員 山田健太 土田伸也 高山梢 山辺直義 上田啓子 太田雅也 旦尾衛 朝倉宏美
藤原和子 吉田周平 中村重美 大重史朗 小島昭男
説明員等 政策経営部副参事 真鍋太一 総務部区政情報課長 末竹秀隆
財務部課税課長 北はやと
地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長 恵見明文
保健福祉政策部保険料収納課事務調整担当係長 島田明子
高齢福祉部介護予防・地域支援課長 望月美貴
障害福祉部障害施策推進課長 宮川善章 障害福祉部障害保健福祉課長 越智則之
子ども・若者部子ども家庭課長 小松大泰
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 末竹秀隆
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

会議次第

(1) 審議事項

諮問第986号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(ひとり親家庭の就労支援事業業務委託における個人情報の項目の追加)

諮問第987号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(発達障害相談・療育センター及び発達相談室業務委託の個人情報の項目の追加)

諮問第988号

「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」及び「保健福祉総合相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(あんしんすこやかセンター事業委託の個人情報の項目の追加)

諮問第989号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(メールを活用したあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)との行方不明者
等情報の共有)

諮問第990号

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加)

諮問第991号

「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(市民参加型合意形成プラットフォームの試行導入)

諮問第992号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(障害者の緊急時専門サポーター派遣業務及び緊急時車両派遣・送迎業務の委託)

諮問第993号

特定個人情報保護評価における第三者点検について
(国民健康保険 保険料収納事務)

(2) 報告事項

- ・事前送付した報告事項に係る質問への回答について

(3) その他報告事項

事前送付したその他報告事項に係る質問への回答について
個人情報保護条例の改正(素案)等について

1. 開 会

会長 ただいまから令和4年度第4回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会したいと存じます。

出席委員につきまして事務局から連絡をお願いいたします。

区政情報課長 区政情報課長、末竹でございます。皆様、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。お忙しいところ、ありがとうございます。

本日は、斉木委員から御欠席の御連絡を頂戴しています。そのほか、上田委員、旦尾委員、小島委員、3名の委員が遅れているという状況でございます。この会議につきまして過半数の出席がございますので、審議会条例に基づき、会が成立していることを御報告申し上げます。

会長 それでは、事前にお送りしております、令和4年度第2回及び第3回審議会の会議録を確認いたしたいと存じます。既に各委員におかれましてはお目通しいただいていると思いますが、この内容につきまして何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 よろしければ、令和4年度第2回及び第3回審議会の会議録はこのとおり決定いたしたいと存じます。

傍聴はなしとお聞きしておりますが、確認をお願いいたします。

区政情報課長 事務局でございます。本日の傍聴の希望はございません。

以上でございます。お願いします。

2. 議 事

(1) 審議事項

会長 では、早速審議に入ります。本日は審議案件が8件となっております。

諮問第986号

会長 まず、諮問第986号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、お送りしております資料の1ページを御覧ください。

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は子ども・若者部子ども家庭課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

子ども家庭課長 子ども・若者部子ども家庭課長の小松です。私から諮問内容につきまして御説明させていただきます。

本件は、平成25年4月16日、諮問第611号で諮問しております委託事業の追加の事業となります。

1、委託の件名につきましては記載のとおりでございます。

2、委託の内容でございます。区では、平成25年度から、ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、新たに就業を目指すひとり親家庭の保護者を対象とした、在宅就業を含めた託児付き就労支援講座を年3回、外部委託により実施しております。現在、この事業の参加申込みにつきましては電話で行っております。より支援につながりやすくするために、新たに電子メールによる申込みを追加するとともに、委託先から申込者への連絡手段の一つとしたいと考えております。

3、諮問の趣旨です。ひとり親家庭就労支援事業委託におきまして、新たに扱う個人情報項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲につきましては、当事業に参加を希望するひとり親家庭の保護者のうち、電子メールでの申込みを希望する者でございます。

5、委託で取り扱う個人情報項目及び件数です。

まず(1)個人情報の項目につきましては、区から委託先へ提供する新たなものはございません。委託先が新たに本人から収集するものとしましては本人のメールアドレスとなります。区及び本人以外から委託先へ提供する新たな項目もございません。

(2)件数につきましては年間10件程度を見込んでおります。本事業におきまして毎年約20名の申込みがございます。今年度も同程度の応募があると見込んでおり、そのうち電子メールでの申込みは約半数と予想しております。

6、個人情報を取り扱う場所につきましては、委託先事務所及び事業の実施場所でございます。

7から12の内容につきましては記載のとおりでございます。

13、委託先につきましては、入札による事業者選定中でしたが、一昨日入札が

完了しまして、契約候補の事業者が決まりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。今のお話の中で、件数として申込み約20件、そのうち約半数に当たる10件程度が電子メールでありますよということで、その件数の関係は分かったんですが、そもそもこの事業自体の希望を予定する、あるいは希望するような方への周知というのはどういう形で行っているのか、それを教えてください。

それから、最後の委託先について、どういうふうな事業者を想定しているのか、それを教えていただければと思います。

以上2点です。

会長 たしか委託先は今決まったというお話でしたね。よろしくお願いいたします。

子ども家庭課長 まず、この事業の募集につきましては、区のおしらせ、区のホームページ、チラシ、区のツイッター、子育て応援アプリで周知をさせていただいております。

2点目の委託先の事業所なのですが、一昨日入札がございまして、今年度につきまして特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷が落札しております。

会長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

委員 よろしく申し上げます。

まず、今決まったウィーキャン世田谷というのは、子ども家庭支援業務などは以前行った経験がある事業者なのかということと、20件前後のうち、10件程度がメールで行われる可能性があるということですが、その程度の件数をわざわざ委託しなければいけないのかという素朴な疑問があるんです。そのあたりはいかがでしょう。区の職員ではできないんですか。

子ども家庭課長 1点目のウィーキャン世田谷につきましては、令和3年度にこちらの事業を受託している事業者となります。

また、夜間など、区の開庁時間であるとか委託先事業所の営業時間を問わず、お申込みがいただけるということで、今回電子メールを導入させていただくような形でございます。よろしくお願いいたします。

委員 私が申し上げたのは、20件程度の申込みがあると思われるところに、わざわざ委託先に委託しなければいけないのかという素朴な疑問をお尋ねしたのです。区の職員ではできないんですか。NPOとて24時間開いているわけじゃないですね。夜、メール送信できた

からといって、それはメリットかもしれませんが、職員が見るのは営業時間内ということになりますから、24時間体制でいつメールが来るか待っているわけではないと思います。そもそも委託をしなければいけないんですかと聞いているんです。

子ども家庭課長 就労支援の講座の委託を今回こちらのNPOが落札したところでございます。事業自体、今回落札しました事業者から受付から申込みの回答、事業の実施そのものを委託するような形で進めております。また、メールの方が、応募者の方につきましては、時間を問わず御自身の許す時間でお申し込みができるという利便性を考慮しております。

委員 私はそもそも委託が必要なのですか、区の職員ではできませんかとお尋ねしたので、質問の内容をきちんと把握して答えていただきたいのです。

以上です。お答えをお待ちしています。

会長 区から追加の御説明はありますか。

子ども家庭課長 私の方で再度御説明いたします。

今回のひとり親家庭の就労支援の事業、実際の講座を年3回にわたって実施します。受講される方は、同じ方が20名の定員で受講されますが、こちらの事業の実施と受付から会場設営、託児につきましても、全てこの事業者から委託するようになっております。ですので、今回、区の方で受付業務だけ切り出してということは想定していないところでございます。

区政情報課長 事務局でございます。委員が今おっしゃっているのは、今回項目の追加になっていきますけれども、項目追加以前の、そもそもひとり親家庭の就労支援事業業務委託そのものに対しておっしゃっているという理解でよろしいでしょうか。そういうことであれば、今回、託児つき就労支援講座を外部委託する必要性という部分を御説明してほしいという理解でよろしいですか。

委員 私、そんなに難しい質問をしているつもりはありません。

会長 今少し質問と答えのずれがあるのは、あくまでも今回の諮問事項は、ひとり親家庭就労支援事業の中の一部の個人情報の扱いの問題ですけれども、今あくまでも委員が知りたいのは、全体像ということですね。ですので、もし今すぐ分かれば、託児つき就労支援事業全体について簡単に御説明いただくと助かります。

子ども家庭課長 子ども家庭課長からお答えいたします。

託児つきの講座になりますが、年3回の実施となっております、講座そのものは2時間程度を毎回予定しております。区立施設を利用しまして、講座会場と託児室の確保をし

ております。また、ひとり親家庭の方が無料で参加できるような形を取っております。講師と託児者をそれぞれ確保しますので、そちらへの費用のお支払い等も区の方からは発生しております。また、事業を実施しました結果の報告も区の方に上げていただくような形の、そういった就労支援の講座となっております。

委員 事業そのものはいいんです。3回講座をやること自体は、私は全然構わないと思うんですが、メールでのやり取りをすることまで事業者に委託して、こういう場でいいか悪いか議論の諮問をしなければいけないのかということをお尋ねしている。諮問が必要ないと言っているんじゃないんですよ。諮問するほどの、メールのやり取りまで事業者任せなければいけないんですか。その入力ぐらい、メールのやり取りぐらいは職員でできるんじゃないですかと申し上げているんです。

会長 若干整理させていただきますと、業務委託を全部する中で、メールのやり取りの業務が発生して、それについて当審議会に諮問する必要があるので、諮問されてきたという形ですので、わざわざメールだけ委託先の手から離すのではなくて、業務委託全体の中でこれを行わないと、逆に委託先が困るという関係だと思っておりますけれども、区の方、そういう理解でよろしいですか。

委員 要するに、メールのやり取りをやることまで業務の内容に入っているということなんですね。それで落札したということなんですね。

会長 ではないんでしょうか。

子ども家庭課長 現在ですと、電話で委託先の事業者が申込み受付とそのお返事を返しているような形になります。この電話での受付に加えまして、今回、電子メールでのやり取りについても加えていただきたいということで諮問しております。

委員 私はいまだに分からない部分があるのですが、会長、先に進めていただいて結構です。あまりこだわる話でもないかなと思っていますので。

会長 では、必要があれば、また後で事務局から御説明いただければと思います。

ほかにないようでしたら、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、諮問第986号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第987号

会長 続きまして、諮問第987号に参ります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。よろしく申し上げます。

区政情報課長 それでは、資料の4ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の5ページからが諮問の内容となっております。

所管課は障害福祉部障害保健福祉課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

障害保健福祉課長 障害保健福祉課長、越智と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

それでは、諮問第987号につきまして御説明申し上げます。

1、委託の件名につきましては、発達障害相談・療育センター及び子育てステーション発達相談室業務委託に関するものでございます。

2、委託の内容につきまして御説明いたします。

区では、発達障害支援の中核的な拠点といたしまして、平成21年度から発達障害相談・療育センターを開設しております。センターの事業の運営に当たりましては、専門的な知見を持つ社会福祉法人に業務を委託しているところでございます。

具体的な委託の内容といたしましては、区内在住の発達障害又はその可能性のある方々御本人、また御家族ですとか、関係機関を対象にセンター及び各子育てステーション、これは5地域にございますけれども、そちらの発達相談室にて相談や療育等の事業を行っております。

現在、相談等の業務につきましては、利用者等が各施設に来所をいただき、対面による実施を基本としておりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、来所が難しいというケースも発生しておりますので、そういった場合におきましても、安定的に支援が実施できるように、今後、Zoom等を活用したオンラインによる相談等の業務を実施したいというものでございます。

また、現在、各保護者への連絡につきましては電話や手紙を使用しておりますが、緊急時の連絡に際しましては、各保護者への情報伝達に時間的な差が発生することなどが課題となっておりますので、今後は必要に応じてメール等による連絡を可能としたいというも

のでございます。

以上のことから、委託先の取り扱う個人情報の項目を追加するという内容でございます。

3、諮問の趣旨でございますが、センター及び発達相談室の業務において取り扱う個人情報の項目を追加するというものでございまして、規定につきましては記載のとおりでございます。

4、対象となる個人の範囲につきましては、センター及び発達相談室の利用者のうち、オンライン相談等を希望する方です。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございます。

(1) 個人情報の項目といたしましては、今回、区から新たに委託先に提供するものはございません。委託先が本人から収集するものは、メールアドレスとなります。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2) 見込みの件数でございますが、年間で850件程度を想定しております。

6、個人情報を取り扱う場所といたしましては、委託先事業者の施設、事業実施場所としております。

7から11につきましては記載のとおりでございます。

12、委託の開始時期につきましては、お認めいただきましたら、令和4年9月から開始したいと考えております。

13、委託先につきましては記載の社会福祉法人となっております。

御説明は以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。今、件数のところで見込みとして年間で850件程度とおっしゃられました。これは、今回は、いわば対面だけじゃなくて、オンライン相談等を利用する人を想定しているということですが、相談の件数といいますか、あるいは相談、療育を含めたそもそもの事業の利用者数というのは、大体どのくらいの年間の数値なのか、それを教えてください。

障害保健福祉課長 こちらは令和3年度の実績になりますが、電話による相談が年間で1,245件ありました。大蔵にありますセンターの実績になります。

会長 よろしいですか。

委員 ありがとうございます。

委員 確認をさせてください。今後Z o o m等を活用したオンラインによる相談業務となっているんですが、Z o o m等の等というのは、あとは何が当てはまるんでしょうか。

障害保健福祉課長 これは業者のツールがZ o o mに限らない可能性もあるということで、例えばチームズといったシステムも活用する可能性があるということで、等とつけさせていただきます。

委員 ということは、今現在はZ o o mを考えているということで、今後もしかしたらチームズだとかそういったものが入ってくるかもしれない、そういった考え方でよろしいんでしょうか。

障害保健福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

委員 ありがとうございます。

あと、その下のところですが、必要に応じメールによる連絡を実施するということが、これは具体的にはどのようなときに実施されるんでしょうか。

障害保健福祉課長 まず、例えばコロナが流行した場合に、予約をされていて、対応する職員がその当日急遽出勤ができなくなってしまった場合等を想定しております。また、災害等で例えば電車が運休するとか、また、来所された後帰ることができなくなってしまう場合とか、そういったことも今後は想定されますので、そういったことを見込んで、主にコロナの対応ですとか、災害時等にメールでの連絡を想定しております。

委員 今後、メールの方が電話による連絡よりも多くなっていく可能性があるということでしょうか。

障害保健福祉課長 こちらにつきましては、対面の相談という基本は今後も変わりませんので、電話ですとかファックス等というのも並行はしていくんですけども、実際始めてみて、例えばいつ送っても都合のいいときに見ていただけるというところで、メールの方が便利だというお声をいただきましたら、メールでの連絡が多くなっていくという可能性はあるかと思っております。

委員 個人的なことになってしまうかもしれないんですが、どうしてもメールよりも電話の方が緊急性を高く受け取ってもらえるかなという気がするんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

障害保健福祉課長 電話での連絡をやめるということではございませんので、例えば電話で御連絡したものの繋がらないときに、次にメールを送るとか、そういったことはあります。ですので、電話を一切やめるですとか、相談者と受付の担当者との関係性で電話の

方がいいという判断もあるとは思いますが、これはそのときどきで判断があると思います。メール一本にとかメールを主体にしていくというものでは必ずしもないです。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 今、電話であったりメールであったり、臨機応変になさるということは結構ですが、その判断基準として、先ほど職員が出勤できるかどうかという話がありました。職員が出勤できるかどうかではなくて、例えば相談者自身が家族なのか発達障害を持たれている御本人なのかということで、電話にしたりメールにしたりという判断も必要なのではないかと思います。そのあたりは考えていらっしゃいますか。

障害保健福祉課長 今おっしゃったとおりでございます。災害やコロナといった例は挙げましたけれども、もともと発達障害のある方の相談というところで、電話の方がいいとかメールの方がいいとか、ファックスで御連絡という方も今でも一部いらっしゃるようです。そういった特性それぞれに合わせ、相談員の専門性を生かした判断というのは出てくると思っておりますので、その方の特性に合わせ何が妥当なのか、また、そのタイミングとして何が妥当なのかというところは、その場面によって判断が出てくると思っております。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

念のために確認をさせていただきたいと思いますが、4の対象範囲のところ、オンライン相談等を希望する者と限定する必要はないような気もするんですけども、大丈夫ですか。対面での相談希望者も、連絡先はメールがいいという人もいるでしょうから、ここで対象を限定すると、後で困りませんかという話ですが、いかがでしょう。

障害保健福祉課長 ありがとうございます。会長おっしゃるとおり、今後も業務としては対面中心となりますので、そういった意味で、確かにこちらの記載について、オンラインの相談が中心と受け取られると、必ずしもそういう意味ではございませんので、こちらにつきましては……。

会長 例えば今のところで、この場でセンター及び発達相談室の利用者としておいた方がいいんじゃないですか、大丈夫ですか。

障害保健福祉課長 意図としてはそういう意図でございます。

会長 その場合は件数が増えるということはないんですね。850件でいいんですね。

障害保健福祉課長 件数につきましては、御説明のとおり変更はございません。

会長 審議会の場で対象が拡大するというのはあまりよくないことだと思いますけれども、後でまた追加となる可能性があるのであれば、今のうちから決めておいた方がいいかもしれませんね。

障害保健福祉課長 4の記載につきましては会長おっしゃるとおりで、オンラインに限定したことはないんですが、850件という数字につきましては、そうではない方、通常の対面での相談支援が中心の方も含んでおりますので、この850件が増えるということはありません。

会長 いかがでしょうか。区政情報課の方、いかがでしょうか。

区政情報課長 区政情報課でございます。会長、整理していただきましてありがとうございます。ただいま会長が整理していただいた内容で、所管課としてもその意図を持っていたということでございます。資料として申し訳ないですけれども、会長の御提案のとおり、修正で決定いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

会長 では、先ほど申しましたように、審議会で対象を拡大するのはあまり好ましいことではありませんが、今後の実情、運用実態を考えて、4の個人の範囲については利用者というところで止めさせていただきたいと思っております。

この件でそのほか質問はありますでしょうか。

では、ないようでしたら、お諮りいたします。異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第987号につきましては、今申しました修正を加えた上で異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第988号

会長 次に、諮問第988号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 承知しました。それでは、資料の8ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」及び「保健福祉総合相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の9ページからが諮問の内容となっております。

所管課は高齢福祉部介護予防・地域支援課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

介護予防・地域支援課長 介護予防・地域支援課長の望月と申します。

それでは、諮問第988号につきましてどうぞよろしく願いたします。

まず1、委託の件名でございます。あんしんすこやかセンター事業委託でございます。

2、委託の内容です。

現在、あんしんすこやかセンターにおける区民からの相談や区民向け講座への参加受付について、電話及び対面で行っておりますが、昨今のオンライン会議サービスやSNSの普及により、オンラインによる相談手続の需要が拡大しております。

特に相談者の家族が日中連絡が取れない場合ですとか耳が不自由な相談者の場合には、電話での相談が難しいなどの課題がございます。メールでの相談を取り入れることで、より多くの相談に応じることが可能でございます。また、相談者が遠方に住む御家族の場合や、あんしんすこやかセンター職員を含めた三者での相談が必要な場合には、オンライン会議サービスでのオンライン面談を導入することで、より細かな相談業務を行うことが可能となります。

このように、メールやオンライン会議サービスを活用したオンライン相談により、あんしんすこやかセンターにおける相談業務をさらに充実させ、メールを活用した区民向け講座の参加受付業務、あんしんすこやかセンターのLINE公式アカウントを活用した広報活動を行うことにより、さらなる業務の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

3、諮問の趣旨でございます。本件は、あんしんすこやかセンター事業委託において取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問いたします。

4、対象となる個人の範囲です。あんしんすこやかセンターの相談支援対象者、家族・親族その他介助者、援助者その他関係者でございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございます。

(1) 個人情報の項目につきましては、区から委託先へ提供する新たな項目はありません。委託先が本人から収集するものは、新たな項目として、肖像、メールアドレス、LINEアカウント情報でございます。区及び本人以外から委託先へ提供する新たな項目はございません。

(2) 件数の見込みでございます。まずメールによる相談及び受付ですが、こちらは年間で約4,500件、オンライン会議サービスによるオンライン相談は年間約1,500件、LINE

Eによる普及啓発につきましては年間約300件と見込んでおります。

6、個人情報を取り扱う場所ですけれども、あんしんすこやかセンター及び訪問先でございます。

7から11までは記載のとおりでございます。

12、委託の開始時期及び期間ですけれども、今回お認めいただけたら令和4年9月から継続して行ってまいります。

13の委託先でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

説明は以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 教えてください。件数のところで、(2) 、 、 とそれぞれ件数が書かれておりますけれども、現行の電話とか対面による相談及び受付の件数というのは大体どのくらいなのか、それを概数で結構ですが、教えてください。

もう一つ、委託先の一覧がここに載っています。世田谷区では今、たしか28地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンターが併設されていると聞いておりますけれども、28地区をこの事業者がそれぞれ分担という形で委託を受ける、そういうふうな形なのか。たしか世田谷区は、地域包括支援センターと言われているものを全て委託で行っていると承知しておりますけれども、これを28地区でみんなで分担をするという意味合いなのでしょうか。その2点だけ教えてください。

介護予防・地域支援課長 2点御質問いただきました。

1点目のあんしんすこやかセンターの年間の相談件数ですけれども、令和3年度ですが、約17万件でございます。

続きまして、委託の法人です。28地区ございますけれども、これを12法人で行っております。6年に一度のプロポーザルにより選定しております。なので、1法人が1地区のところもありますし、1法人で6箇所のアんしんすこやかセンターをやっているところもございます。

委員 ちょっと教えていただきたいのですが、5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数、その中に委託先が本人から収集するもので肖像とありますけれども、この肖像が初めて出てきたような気がしますので、それについてちょっと教えてください。お願いします。

介護予防・地域支援課長 御質問にお答えいたします。

肖像は、例えばオンラインでの相談を受ける際にお顔が出てまいりますけれども、相談内容によりましては録画をさせていただく場合もございます。それから、写真を扱うケースも出てくると思います。そういったことで、今回、肖像ということで改めて提示させていただきました。

会長 たしかちょうど前回の審議会のときに問題になったといひましようか、疑問が呈されたことによって、今回、肖像というのが出てこられたんだと思います。

委員 前回は出ていたのは承知しておりますが、私も肖像という言葉がちょっと気になりまして、今おっしゃった録画する場合の基準とか、そういうのは決めていらっしゃるのでしょうか。何をもって録画するとか、本人の同意を得るのでしょうか、あるいはあらかじめ写真を送っておかなければならない人というのは、どういう人を対象と想定されているのでしょうか。

介護予防・地域支援課長 お答えいたします。

録画に関しては、録画をする前に、これから録画をさせていただくということで、同意を求めた上で録画させていただくことにする予定です。

それからお写真につきましては、この後諮問する行方不明の場合に写真を使って探すことはあるんですけれども、今回、相談の中でお写真をどういったケースで想定するかといひますと、すみません、写真ということにつきましては今回説明から省きまして、オンラインでの録画ということにとどめさせていただきます。申し訳ございませんでした。

委員 私からは以上です。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 1点だけ確認したいんですけれども、あんしんすこやかセンターの中の業務というのは非常に多忙であって、非常に多くの事業が行われているんですが、実際あんしんすこやかセンターを利用した他の事業の業務に関しても、これは含まれるという考え方でしょうか。例えば、認知症在宅生活サポートセンターとかもの忘れ相談事業とか、そういうのを実際にあんしんすこやかセンターの事業所を借りてやっていると思うんですけれども、そういう事業においても、これは考え方を適用されてオンライン等も行える可能性があるということで解釈はよろしいのでしょうか。それともそれはまた別という考えでしょうか。

介護予防・地域支援課長 お答えいたします。

そちらの認知症在宅生活サポートセンターとともにやっているもの忘れ相談ですとか、そういったことでもオンラインを今後想定してまいりたいと考えております。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

念のために確認ですが、区政情報課の方に確認かと思えます。今回、肖像という言葉が出てくるのは恐らく初めてなんでしょうか。

区政情報係長 事務局、小田でございます。御議論ありがとうございます。

肖像につきましては初めてではなく、コロナの関係上、Z o o m等を使用する場合がありますので、肖像という項目が出たものは過去でございます。委員改選前の審議会の中だったのかもしれませんが、肖像を書くべきか書かざるべきかという御議論がございました。その中で、個人情報処理をするための項目なので、一過性のものであれば要らないんじゃないかという御意見を頂戴したところでございました。本件につきましては、先ほど所管課長の説明がありましたとおり、一定程度の場合には録画をするということがあり、一過性のものというわけではございませんので、今回、肖像ということで書かせていただいているところでございます。

事務局から補足は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

では、以上の説明も含めて、ないようでしたらお諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第988号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第989号

会長 では、続きまして諮問第989号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の12ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の13ページからが諮問の内容となっております。

所管課は高齢福祉部介護予防・地域支援課及び各総合支所保健福祉センター保健福祉課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課を代表いたしまして介護予防・地域支援課より説明いたします。

介護予防・地域支援課長 よろしくお願いたします。引き続きまして、介護予防・地域支援課長の望月です。

諮問第989号はメールを活用したあんしんすこやかセンターとの行方不明者等情報の共有でございます。

1、回線結合する理由でございます。

区は現在、認知症若しくはその疑いがあり、徘徊等により行方不明になった人又は認知症若しくはその疑いがあり、徘徊等により身元不明として保護された人が発生した場合に、区市町村等関係機関向けの行方不明認知症高齢者等情報共有サイトの情報共有を行っております。

情報共有サイトを利用するにあたっては、行方不明者の家族やケアマネジャー、行方不明者が利用している施設職員等又は身元不明者を保護している警察署等から、あんしんすこやかセンターへ行方不明者等の情報が入った際に、電話で各あんしんすこやかセンターから地域を担当する各総合支所保健福祉センター保健福祉課へ情報共有を行い、保健福祉課から介護予防・地域支援課へメールで行方不明者等の情報を送信し、情報共有サイトへ掲載を行っております。

このたび、あんしんすこやかセンターから保健福祉課、介護予防・地域支援課へ一度にメールで情報共有することに変更することで、情報共有にかかる時間を短縮させます。また、行方不明者等を早期に発見・保護又は事態を解決するためには、一刻も早く情報共有を行う必要がありますが、これまで地域の高齢者の相談窓口であるあんしんすこやかセンターに電話でのみ情報共有を行っていたため、メールを活用することにより迅速な対応を図ってまいります。

なお、行方不明者につきましては、本人の保護の観点から、行方不明者の家族やケアマネジャー、本人が利用している施設職員等から警察署へ届出を済ませていることについて確認した上で情報共有を行います。

2、回線結合の相手方ですけれども、あんしんすこやかセンターでございます。

3、諮問の趣旨ですけれども、本件は、区の電子計算機とあんしんすこやかセンターの電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問をいたします。

4、対象となる個人の範囲ですけれども、(1)行方不明者は、家族、ケアマネジャー、行方不明者が利用している施設職員等から依頼のあった行方不明者、(2)の身元不明者は、警察署等から依頼のあった身元不明者でございます。

5、回線結合する個人情報の項目及び件数につきましては、(1)は記載のとおりでございます。

(2)の件数ですけれども、行方不明者は年間で約15件、身元不明者は年間で約1件未満の見込みでございます。

6、回線結合の方法ですけれども、インターネット回線によるものでございます。

7、8については記載のとおりです。

9、回線結合の開始時期及び期間ですけれども、お認めいただけたら令和4年8月26日から継続して行ってまいります。

説明は以上です。

会長 ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてほしいんですが、発信元は高齢福祉部介護予防・地域支援課、各総合支所の保健福祉課です。回線結合の相手方があんしんすこやかセンター。ただ、情報の発信元というのは、回線結合する理由の中にも書かれているように、あんしんすこやかセンターの方からこれまでは電話とメールと2段階だったのを、一斉にメールで情報共有を図るということで、起点はあんしんすこやかセンターが行うと、そのことについての確認という意味でしょうか。

介護予防・地域支援課長 お答えいたします。

例えば、これまで近隣の方からあんしんすこやかセンターに行方不明者等のお届けがあったときに、メールではなくて電話でのみ区の方に情報を提供していたところですが、今回、それをメールで行うということでの回線結合の諮問でございます。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 分かりました。

会長 ほかはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

委員 以前にも似たような案件があったような気がするんですが、例えば認知症等による行方不明者の場合、社会福祉協議会などでは既に同様の取組みをやっていると思うんです。

そちらの方との連携というのはどのようになっているのでしょうか。

介護予防・地域支援課長 ありがとうございます。お答えいたします。

前回、6月にこちらの個人情報審議会の方で御審議いただきまして、その際に社会福祉協議会と連携して進めてまいりますということでお認めいただきました。今後連携しまして、社会福祉協議会の方でも、行方不明事案が発生した場合に、区と連携して進めてまいります。ありがとうございます。

委員 連携というのと回線結合というのは、細かいことをこだわるようですけども、違うんでしょうか。

介護予防・地域支援課長 今ご説明で申し上げた連携と回線結合は同じ意味です。前は仕組みが別でございまして、今回お願いするのは、元々あった情報共有サイトの仕組みの中で、今まではあんしんすこやかセンターと電話でやり取りしていた部分を、メールにより行うということでの回線結合の諮問でございます。前回の社会福祉協議会につきましては、社会福祉協議会が独自で行っているメールSOSネットワークという仕組みがございますので、そちらでもしも行方不明の方がいた場合に、当方にお知らせいただいて、こちらの情報共有サイトの方にお繋ぎするということでございます。

前は社会福祉協議会との回線結合でございますが、最初の仕組みがそれぞれ違うというところで、我々の東京都の中でやっております情報共有サイトの仕組みでもお探しするという、それから、区の方でもしも行方不明者が発生した場合には、社会福祉協議会の方のメールSOSネットワークにも情報をお渡しして探していただくということでございます。

委員 確認ですが、要するに、そういう危険のある高齢者を抱えている家族は、もし高齢者がいなくなってしまった場合、社会福祉協議会とあんしんすこやかセンター両方に連絡する必要はなくなったという理解でよろしいんですか。どちらかに連絡すれば、社協とあんすこと両方連絡は取り合っていただけでしょうか。

介護予防・地域支援課長 社会福祉協議会の方に通報された場合は、こちらの方にも情報は届くことになっておりますので、結果としては片方どちらかにお届けいただければと思います。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかに御質問はありますか。

ないようでしたら、お諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第989号については異議なしと認めます。ありがとうございます。

諮問第990号

会長 では、続きまして諮問第990号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の16ページを御覧ください。

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の17ページからが諮問の内容となっております。

所管課は財務部課税課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

課税課長 それでは説明させていただきます。財務部課税課の北でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料No. 5、諮問第990号「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加）について御説明いたします。

まず、項番1の委託の件名でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

次に、項番2の委託の内容ですが、現在、私ども世田谷区財務部課税課では、毎年実施している特別区民税の当初賦課業務において、税の申告書や給与支払報告書などの大量の課税資料の仕分けや入力作業を行っておりますが、これら業務の支援のため、課税資料のデータ入力作業や通知の封入封緘など、様々な業務を外部委託により既に実施しております。しかし、近年の区の人口増に伴う課税資料の増加等に伴いまして、これまでも膨大であった作業負荷がさらに増加してきましたことから、このたび令和4年分からこれらの委託業務に加えまして、窓口受付業務及び電話発信業務を委託内容に追加することにより、当初賦課業務の迅速化及び円滑化を図るものでございます。

具体的な業務の内容につきましては、窓口においては、来庁した区民の皆様の課税資料の受領、電話発信業務につきましては、課税資料の簡易な疑義に関する問合せを行っていただくことを想定しております。なお、これら業務の委託に当たりましては、正確な税情

報の確認を伴いますので、併せて事業者に基幹システムであるS K Y 2住民税システムの操作権限を付与するものです。

続きまして、項番3と4は記載のとおりでございます。

項番5の(1)委託で取り扱う個人情報の項目及び件数の区から委託先へ提供する個人情報の項目は、参照させるS K Y 2住民税システムに登録されている情報となります。逆に委託先が本人から収集するものについては、窓口で受領を想定している特別区民税・都民税の申告書、あるいは給与支払報告書等の課税資料に記載された情報となります。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)の件数でございますけれども、こちらは現段階の見込みですけれども、現状の実績から推定いたしまして、窓口受付、電話発信ともに年間で1万件程度と見込んでいます。

6の個人情報を取り扱う場所ですけれども、こちらは財務部課税課の事務室に限定して実施いたします。

項番の7と8は記載のとおりです。

項番の9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無ですけれども、委託先事業者は、区の電子計算機のみを利用いたしますから、独自のものはございません。

項番の10、11は記載のとおりです。

項番12、委託の開始時期及び期間ですけれども、こちらの諮問でお認めいただけましたならば、令和5年の賦課業務が始まる令和4年12月より継続して行うことと想定しています。

項番13の委託先につきましては、これから入札などにより選定する予定でございますので、現状では未定となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

会長 では、質問をお願いいたします。

委員 幾つか教えてください。

今回の内容は、委託先にS K Y 2住民税システムの操作権限を付与するとなっております。そして、個人情報の項目のところ、委託先に出されるものがS K Y 2住民税システムに登録されている情報、このような表現になっています。それから、委託先が本人から収集するものところに、区民税・都民税申告書、いわばこれは住民税の申告書に相当するかと思うんです。それと、給与支払報告書等の課税資料に記載された情報、このような

形になっています。

一つ疑問に思うのは、今の時点でも幾つかの業務は委託をしていますよということですが、例えば、私の記憶では、総務省がこの間、このことに関しては、事実上の行為又は補助的な行為に関しては委託することができる。ただ、判断が必要となるような事業については委託することができない。これは一般的な原則ですね。この関係で、この間、例えば戸籍の関係であるとか、あるいはその他の窓口等で行う事業についても、そういう仕分けがなされていたかと思うんですが、総務省の行政管理局から、たしか平成20年1月に最初の通知が出され、それから平成27年に改定が行われ、直近では令和元年に一部改定が行われています。

その改定の中を通じても、地方公共団体の各種窓口における民間委託可能な範囲等についての通知があり、例えば今、ここに載せられているようなS K Y 2といえは基幹システムですね。この操作権限を付与するということ、つまり、それを必要としなければ受け付けない、あるいは一定の課税なりができないというのは、一定の処分につながるような必要な判断、そういうものが含まれると読み取れるわけですが、そういうところが可能となるような何らかの総務省の通知なりが、変わったものが出ているのかどうなのか。

そこをまず1点確認をさせてください。

課税課長 お答えいたします。

通知に関しましては、委員が今おっしゃられたとおりで、令和元年の後の通知は、委託に関しては出ておりません。窓口業務に関するガイドラインと一緒にそのような通知が出されていたかと思うんですが、確かにその後の通知は出されていません。

今回、我々がこういった業務を委託業務として追加しようとしている根拠でございますけれども、確かに地方税法上も徴税吏員、いわゆる職員しか行えないものといまして、住民税の賦課決定処分、賦課決定に必要な納税義務者または特別徴収義務者に対する質問調査、こういったものに関しては徴税吏員でなければできないと規定をされておりますので、賦課決定に関わるもの、ですから、判断を要するものですね。こういったものとか、あるいは質問調査に関しましては、具体例を挙げますと、納税義務者に対する帳簿類だとかの提示、あるいはそれに対する質問、検査、こういったものになりますので、こういったものは委託の今回の想定には入っておりません。あくまでも私ども職員から決められた簡易な疑義に関する問合せ、それに対する入力、こういった範囲のものだけを現在のところは想定しております。

委員 今詳しく御説明をいただきましたが、その上で幾つか伺いたいんですけれども、ここでは、まず基本的には、地方税法という法律の中では、徴税吏員という、いわば公務員でなければできませんよというのが原則です。ただ、その周辺の事実上の行為とか若しくは補助的な行為に関しては、それは一般的な原則としてはあり得ますよ、委託ができますよということですが、今回の問題は、課税資料の收受ですね。当然收受するということは、それをまず正確性を期するために、S K Y 2という住民税のシステムの画面を閲覧するということが当然ここに入ってくるわけです。

調査権限があるということは、当然それを操作する、閲覧もできる。場合によっては、例えば修正とか更正が出てきた場合には、あるいは色々な控除関係がプラスをされました、新たにこういう所得が判明をしたので、それを追加で出しますよ、新たに申告を行いますよ。そのようなことが出てくる可能性があるわけですが、そのときには、元データ、既に入っているものがあつた場合には、元データと照合することで、それが処理としては行われるんですが、ただ、元データとの照合も含めて、それは、言ってみれば、極めて個人情報の最たるものである住民税のシステムそのものの内容を操作する、若しくは閲覧をするということに繋がってきますので、その点で、その委託可能な範囲との関係でどういう切り分けになっているのか。それがかなり厳しいのかなという感じがしています。

さて、さっきの、当然今既にデータが入っているものについて、その内容を確認するという意味でのS K Y 2システムの操作権限ということの面と、もう一つは、これは当初賦課の業務ということですから、全く新規で課税資料、つまり、申告書や、あるいはそれに関わる控除の関係のものが出てきた場合に、それを受付をし、なおかつ、それを画面で確認しながら、若しくは今までまだ申告のない新規であるかどうかの判断も含めてやっていくというのは、そもそも賦課処分そのものになるわけですね。

これは、そうなると、徴税吏員という公務員の仕事の範囲になるわけですので、そのところが、いや、そこには抵触をしないとおっしゃられる場合には、どういうふうな切り分けと、当然これは受付から実際の処分につながる判断、そこには一連の仕事として流れるわけですが、その一連のつながりのところがどのように切り分けられて整理をされているのか。そして、今回、これまではできないとされていた住民税の、あるいはS K Y 2のシステムの操作権限そのものを付与するということが、どういうことを根拠にして可能となったのか、そこを御説明いただきたいと思います。

課税課長 お答えいたします。

まず、窓口業務につきましては、現在のところ想定している業務について、区民が御持参された課税資料、申告書類等になるんですけども、こちらを受領し、それに対して、受領した段階で、当然ながら御本人様の確認だとかがございますので、S K Y 2システムを参照はするんですが、それについて疑義が生じた場合のことの対応というのは一切考えておりません。授受をするのみということで考えております。

あと、純粋な窓口業務ではないんですけども、窓口においては、フロアマネジャー的な人間が繁忙期には必要となりますので、書類の授受だけではなくて、そういったフロアマネジャーの窓口業務の想定もいたしております。ですので、受け取った書類の数字に関するお問合せだとか確認だとか、そういったものの想定はしておりません。

続いて、賦課決定に関する入力だとかの事務ですけども、こちらについても、あくまでも委託事業者が自分で課税資料から類推、あるいは判断して入力させるものではなく、職員が提供したエラーリスト、こういったものを基に職員の指示の下、単純な入力業務だけを想定しております。ですので、この入力行為そのものが直接賦課決定に直結するというものとは考えておりません。

委員 かなり微妙な問題をはらんでいるかと思うんですが、窓口で受付をした場合には、単に受領するのみですよ。その場でもし疑義があった場合でも、そのことはそこで行いませんとという話。それから、その窓口等については、フロアマネジャーの方が窓口の色々な業務の関係、数字の照合等についても照会だとか、あるいは確認にしても行いますよという話がありました。それから入力について、これは職員が提供したエラーリストなりのところで、それを職員が指示もして行いますという表現があったかと思うんです。

私、ちょっと気になったのは、フロアマネジャー、これはどういうふうな性格の方が分かりませんが、それから入力に当たって、委託の方が行う場合に、職員が指示をしという表現が今あったかと思うんです。これは委託の場合に、職員が指示をするというものが関わってきた場合、あるいはフロアマネジャーなるものがそこに関わってきた場合に、いわゆる偽装請負というのが、これは今大きな話題ともなっていますけれども、そういうところでの疑義なりが生じないような何らかの手だてはあるのかどうなのか、そのところの法的なクリアというのはどうなっているのか。

これは戸籍の事務をめぐるかなり議論ともなり、そして扱いとしてもかなり厳しく一定の仕分けがなされたという経過があると伝え聞いておりますけれども、その関係で、こ

の税務は、特に扱われる個人情報自体がかなりセンシティブなものでもありますし、そういうことについて、職員がそこで指示をする、だから、それは可能という言い方はちょっといかなものかなという感じがしますので、そのこのところの整理をお願いしたいと思うんです。

課税課長 ありがとうございます。御説明の中で指示という言葉を使いましたけれども、当然ながら委託業務ですので、業務の範囲の中で逐一職員が指示を出すということは、委託の業務としてはあり得ないと認識もしております。ですので、この指示というのは、当然ながらあらかじめ契約段階において交わす仕様書に全て明記してあるもの、これに対して、書いたとおりに委託事業者に履行してもらおうということで、これから作成に入ることになりますけれども、仕様書の確実な整理、こういったものは必ず確かなものとして作成してまいりたいと考えております。

委員 今のお答えは非常に微妙な問題をはらんでいると思いますので、そもそもS K Y 2住民税システムの操作権限を委託の事業者に付与するということは、要するに、操作について一定のものを開放するという意味合いになるかと思うんですが、そういうことがそもそも地方税法の立てつけのところから見て、これが民間の委託というものになじむのかどうなのか。

その根本的なところがあまりお答えいただいていないようなので、そこが私は非常に疑義があって、このまま操作権限を付与するという形で日々処理が行われていくとなると、様々な不都合、特にそこで画面に展開される個人情報についての扱いの問題も含めて、また、処理の手順なりについては、委託の仕様書にきちんと詳細に記すので、それにのっかってやってもらうということのようですけれども、果たしてそれだけでこれが可能となるのか、そこを説明いただければと思います。

会長 分かりました。では、今基本的な部分で、住民税法等の法律の解釈の問題と、それにのっかって実際の運用実務が定例的、あるいは付随的な業務の範囲に収まっているのかどうかというあたりについての疑義が示されておりますけれども、どうでしょう。若干専門領域とずれるかもしれませんが、委員、あるいは弁護士の2人から御意見いただければと思いますが、お願いいたします。

委員 税金関係の情報収集については、強制力 強制力といっても、罰則つきの間接強制ですね。それに依拠してやる収集の仕方と、完全に任意で情報収集するやり方があると思うのですが、恐らくここで話題になっているのは、後者の任意調査と呼ばれているもの

ではないかと推測をします。その種のものについては、単純な事実行為なわけですので、法律の留保の原則との関係でも、特段問題になるようなことはないだろうというのが一般的な理解だろうと思います。ですから、情報収集のやり方というのは複数あって、強制力を伴わない方の調査ということであれば、こういう形で外部の力を借りてやるのではないわけではないだろうということではないかと推測をしましたが、いかがでしょうか。

会長 あるいはもう1点、SKY2住民税システムの操作権限を与えるという部分については、少し踏み込んで何か御意見はありますか。

委員 ここは行政情報を操作することになるわけですね。

会長 そうですね。あるいは、相当程度の個人情報を読覧できるというそういう権限を持つということですが。

委員 閲覧するだけであれば、そこは委託契約の中身でコントロールしていくことは可能じゃないかという気はします。守秘義務をかけるということだと思いますが、操作権限のところは確かにちょっと問題になるような気はいたします。

会長 弁護士のお二人からつけ加えて何か御意見があればお受けいたします。

委員 私も基本的に、例えばこういう項目がどうも空欄であったので確認をしたいという程度の確認であれば、いわゆる調査権限があるような調査というのに当たらず、任意で連絡をして確認する。そういう範囲にとどまるのかなとは思いますが、ちょっと気になったのは、むしろシステムの操作権限を付与するということにして、職員の方が、こういうところが項目として記述が足りていなかったのも、その確認業務を委託するというなら分かるんですけども、提出された書類のどこどこがどう足りていないかというのを、委託先がやるためにシステムの操作権限までを与えるというのは、危ない領域になってくるかなというのが正直印象としてはあります。むしろその確認自体は職員の方がやって、単に本当に事実行為としての電話の架電業務とかというのを委託するんなら理解はできるんですけども、システムの操作権限まで与えるとなると、ちょっと疑義があるかなと私は思いました。

会長 では、区の方で、今大きく2点で、1つ目は、強制ではなくて任意の調査業務であるという点の確認と、もう1点、これは書きぶりなのかもしれませんが、操作権限を付与するというこの部分についての限定化というのは、どういうふうに説明ができますでしょうか。お願いします。

課税課長 お答えします。

まず、操作の権限につきましては、今、委員の皆様がおっしゃられたとおりで、我々も現段階では簡易な、例えば、書類に空欄がある場合や、あるいはAとBという書類の間に書き間違いや齟齬がある場合に、簡易な聞き取り、確認、こういったものにとどめようと思っておりますので、その点は御異議がございません。

2点目の操作の権限ですけれども、こちらも当然ながら委託にある業務、仕様にある業務に対してのみ操作権限を与えるという考えでおりますので、全ての基幹システムの業務が無制限で見られるとか、そういったことは全く想定しておりません。ですので、必要な範囲での限定した操作、こういった範囲に限り操作権限を与え、その操作というものに関しても、委託事業者の判断を伴わないもの、あくまでも職員が仕様に落とした、例えば、Aと書かれているものがあつたならば、Cと入力をし直すという単純な入力業務にのみ特化したものと考えております。

会長 というやり取りを聞いて、委員からもう一度お願いします。

委員 弁護士の委員のお話もいただきました。今、所管の方からもいただきましたけれども、その上で、任意の調査若しくは任意のそういう提出であれば、それは事実行為だから、それは十分に委託可能でしょうという話もありました。ただ、ここで扱われる仕事というのは当初賦課事務で、当初賦課業務というまさに、住民税ですと、翌年のその方の税金の額を決定する。そのために所得を把握し、そして控除関係を把握して、そして税額を確定していく。その大事な一連の流れの中での処理なわけです。

これまでは、色々な封入封緘委託であるとか、あるいは前段のところの単に受付をするだけというものはありましたが、それに伴って、ここでより正確な税情報を確認する必要があることからという枕言葉がついて、S K Y 2 住民税システムの操作権限を付与する。このような表現になると、それは限定した操作という言葉では言われましたけれども、果たしてそういうことがどのような切り分けができるのか。これは、私は非常に疑問に思わざるを得ません。

その上で、これは弁護士の委員の方からもお話がありましたように、システムの操作権限を付与するということはかなり危ない領域に入るといった話がありましたが、そのような性格の問題だろうと思うんです。

そして、これも事実行為とはいいいながら、出しても出さなくてもいいですよというものではなくて、自らの翌年の税金の額、あるいは税金の通知につながる、そして収めなきゃいけない納税の額にもつながっていく。そして、課税あるいは納税の額の確定というの

が、言ってみれば、その他の様々な行政手続上の当事者、納税者の方にとっての権利や義務の一つの大きな源泉になるわけですから、そこのところを扱うという意味では、しかも、そこに影響を与えるようなS K Y 2の正確な税情報を確認する必要があるって、その操作権限を付与するという言葉が繋がっていくと、そこは極めて大きな意味を持っているのかなという感じがしますので、私は、今日のこの諮問の内容と御説明と、それから今の色々なやり取りのあった中では、このままで、はい、そうですかと申し上げるのはちょっと難しいということを表明させていただきたいと思います。

総務省からもその後、先ほどの課税課長からもお話があったように、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲についての通知が、令和元年6月24日に一部改定が行われておりますけれども、それ以降については特段出ていないという話もありますので、その点ではちょっとこれは厳しいのかなという感じはします。

会長 分かりました。それでは、委託開始時期が12月と迫っておりますけれども、どうでしょう。次回、10月にもう少し限定化した形でというか、業務自体は、皆様方も、窓口の繁忙な業務について、部分的に単純業務を委託することについて絶対反対というわけではないかと思っておりますので、あくまでも今日出ましたような業務の限定化、あるいはシステムの操作権限という言い方をもう少し限定化した形で出し直していただいて、それで間に合うのであれば、そうさせていただきたいと思いますが、担当所管及び区政情報課の方でいかがでしょうか。

課税課長 はい。

区政情報課長 区政情報課でございます。今、所管課にも確認しまして、会長が今整理していただいて御提案いただいたような内容で、いま一度私どもと所管課とで整理させていただきまして、10月に向けて調整させていただきたいと考えておりますので、また引き続き御審議のほどよろしく申し上げます。そういう意味では継続という方向でお願いしたいと思っております。

会長 分かりました。では、この諮問第990号につきましては継続審議とさせていただきたいと思っておりますし、同時にもし早めに文案といたしまししょうか、委託内容が決まりましたら、事前持ち回り等々早めにしておいた方が、現場の方もより安心かと思っておりますので、そうさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

では、確認いたしますが、諮問第990号は継続審議とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。承知いたしました。

課税課長 ありがとうございます。

諮問第991号

会長 では、続きまして諮問第991号になります。事務局説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料19ページを御覧ください。

「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の20ページからが諮問の内容となっております。

所管課は政策経営部政策企画課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託及び7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

政策経営部副参事 政策経営部副参事の真鍋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、20ページ、諮問第991号「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について御説明いたします。

まず、事業の概要でございます。

区では、平成26年度からの世田谷区基本計画が令和5年度で最終年度を迎えるため、令和6年度を初年度とします新たな基本計画の策定に向けた検討を進めているところです。次期基本計画の策定に当たりましては、現行の基本計画にも掲げております「参加と協働」の取組みについて、若者世代ですとか現役世代、子育て世代ですとか、より幅広い年齢層の区民参加が一層必要になってくると考えております。

そのため、既存の区民意見聴取の手法に加えまして、新たにデジタル技術を活用し、区民の方が時間や場所の制約を受けることなく議論に参加し、区民同士が意見交換を重ねながら熟議することができるプラットフォームを、委託先のサーバー内に構築したいと考えております。区は管理者アカウントからそのプラットフォーム内にテーマを設定して掲示板を設置する。利用者は、その掲示板に入りまして、テーマに関して継続的に議論を行うことができるという仕組みを考えています。区は、議論の状況を見ながら、テーマに関してコメントですとか補足資料、こういったものを掲示板に掲載しまして、議論の活性化

を図っていくこととなります。また、既に交わされた議論の内容ですとか区が提供する補足資料、こういったものが掲示板に残りますので、途中から参加する区民の方も議論に参加しやすいといったことも特徴でございます。

意見収集だけでなく、区民から出た様々な意見をオンライン上で収れんしまして、積み上げられた意見がいただけますので、それを計画策定の議論に反映することが可能になると考えているところです。

事業の進め方ですが、まずは限定的な範囲で運用をしようと考えておりまして、今年の7月から8月にかけて3回実施したんですけれども、ワークショップ形式の区民検討会議を実施しておりまして、その委員の方を対象にして、このツールをもって継続的に意見交換を行っていきたいと考えております。その後、運用の状況ですとか少し検証させていただいて、必要な修正を加えまして、区との関わりのある団体等ステークホルダーからの意見聴取に活用できればと考えております。最終的には、利用者を限定せず、一般区民からの幅広い意見聴取、意見交換をいただいて、計画策定の検討に活用したいと考えているところです。

それでは、最初に第1、外部委託に伴う個人情報の保護措置について御説明いたします。

1、委託の件名ですが、記載のとおりでございます。

21ページへ行っていただいて、2、委託の内容でございます。システムの構築・保守管理業務及び市民合意形成プラットフォームの運用支援業務を委託するものでございます。

3、諮問の趣旨ですが、業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものでして、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲ですが、こちらのプラットフォーム事業に登録申請した方ということになります。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。

まず項目でございますが、区から委託先に提出するものはございません。委託先が本人から収集するものですが、氏名、住所、生年、性別、メールアドレス、職業、表示される名称、ニックネームとかを表示名として入力していただこうと思っておりますが、その名称、それにログインパスワード、御意見ということになります。区及び本人以外か

ら委託先へ提供するものはありません。

続いて件数です。先ほど事業の概要で説明しました区民検討会議委員を対象に実施した場合の見込みではございますが、約40件を想定しているところです。

6から11までの項目は記載のとおりでございます。

12、委託開始の時期及び期間です。令和4年9月上旬からと書いてありますが、もう少し遅れますが、9月中にできればと考えております。その後、基本計画が策定される令和6年3月までと想定しております。

13、委託先につきましては、現時点では未定でございます。

続いて第2、外部の電子計算機との回線結合について御説明します。

1、回線結合する理由ですが、プラットフォームの利用者の属性を把握するため、オンライン上でプラットフォーム登録者情報の取得を行う必要があるためでございます。取得に当たりましては、委託先がプラットフォームから登録者情報を抽出し、委託先が管理するクラウドストレージに一旦保存しまして、区がそのクラウドストレージにアクセスをしまして、保存された登録者情報をダウンロードするという形で行います。

2、回線結合の相手方は記載のとおりでございます。

3、諮問の趣旨ですが、区の電子計算機とクラウドストレージを回線結合するものであり、条例第18条第3号の規定に基づき諮問するものでございます。

4から9までの項目につきましては記載のとおりでございます。

御説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

会長 それでは、質問をお願いいたします。

委員 ちょっと教えてください。これは、特に回線結合との関係なんですが、クラウドストレージのところに一定の情報なり意見が蓄積されるということが想定されるわけですが、そういう様々なものが集まるということは、言ってみれば、その方にとっての意見表明でもありますし、その扱いというのが、例えば個人情報の項目との関係でいくと、個人情報の紐付けなりが行われる場合には、セキュリティ上とか、あるいはプライバシー保護上も一定の安全管理措置というのは求められると思われまして。そのことについては、ここに委託先の云々のところにありますように、一定のものはあるとも書かれていますが、特にかつこういう自由な意見表明を想定したものをを行う場合、そこに展開される、あるいはそこで集積をされる個人的な意見表明、そういうものの扱いは、所管の方でどうふうにお考えになっているのか、そこを説明いただければと思います。

政策経営部副参事 ありがとうございます。御意見などにつきましては、まず回線結合しない段階では、クラウドストレージは関係なく、掲示板に出ていることとなります。私ども回線結合するときは、必要な情報を取り出すときということとなります。

1点、理由の中で属性を把握させていただくためということを書かせていただいています。こちらは試行導入ですので、どういう方が御意見をくださっているかということで、性別ですとか年代ですとか、そういったものを知りたいということによる抽出というのが1点。

もう1点、ですので、そのときは、実は意見を抽出するつもりはありません。意見を抽出する際は、意見集約に当たって、例えばどういう意見が言葉として多く使われるかということを集約して示すときに活用させていただくために、必要に応じて意見についても持ってこられるようにするという事で項目に入れておりますので、今の時点で、同時に全て毎回意見を個人情報と紐付けて頂戴するとは考えていないところです。

委員 今御説明をいただきましたけれども、そこも微妙なところでありまして、最初、属性のところの把握のためにそれは紐付けをします。それから意見については、一定の紐付けについてもし行う場合には、色々な配慮をしますということですが、そのところの、私が今、冒頭申しましたような意見なり、あるいはそれが属性との関係でも、一定そこに集積をされる、蓄積をされる、そういうものを一定集約した形で、そしてそれを政策形成の基としていくといった場合に、その扱い、その管理については一定の安全管理措置というものが求められるわけですから、そのところの仕分けのところ、今口頭でいただきましたけれども、そこはもうちょっと正確にお話をいただいた方がいいのかなと思います。

政策経営部副参事 今口頭で申し上げた部分がございますので、そこは明記をするような修正が必要ということでしょうか。

では、もう1点あるとすれば、利用規約というものをつくってまいります。例えば禁止事項、こういう発言はだめですよ、そういった発言が出れば、区としても、掲示板で消したりすることはできるんですけども、そもそも御本人に対して注意的なことをするといったときに必要であれば、そちらも必要になってくるということがございます。そのときには、本人の氏名とかメールアドレスが必要になってくるかなと思ってまして、場合によって、確かに抽出する項目は変わってくる可能性はございます。そのときに、すみません、どのように記載すればよかったのかということが分かりませんでした。そのあたりケース・バイ・ケースなので、ケースを少し分けて考えた方がよろしいかなと思います。

で、整理をしたいと思います。

委員 今、政策企画課からの御説明をいただきましたけれども、そのところは、こういうふうなプラットフォームという形で色々な意見をいただく。そこで色々な形で、市民参加型という形になっていますが、合意形成をやっていくというこういうプロセスの中で、それを区の政策の中に生かしていくといった場合には、色々なものがそこに当然飛び交ってくるわけで、その場合の、今お話があったような利用規約の問題とか抽出の際のそのやり方についても、一定のルールみたいなものは、一般的な個人情報の保護管理ということだけにとどまらない何らかのものをきちんと整理することが必要じゃないかと思います。そのことを申し上げて、これについては、私の意見表明は終わっておきたいと思います。

会長 ほかの御意見はありますか。

委員 ちょっと確認させてください。委託先はまだ未定ということですが、先ほどの説明の中で、例えばこれまでなされた議論の中で、どういう言葉が多く出ているかを分析するというをおっしゃっていましたが、委託先にそういった分析まで任せるといことなんでしょうか、この委託先はどこまでやるんですか。

政策経営部副参事 ありがとうございます。今想定しているのは、委託先はそこに対する助言をいただくだけで、抽出したのから区で作成していくことを想定しています。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

では、先ほど所管からも話がありましたけれども、軽い条件といいましょうか、一定の条件をつけた上でこの場はお諮りをしたいと思います。今日の諮問内容だけでは少しまだグレーな部分がある、あるいは解釈の余地が広いということもありましたので、改めて今後、もう既に始まっているかもしれませんが、詳細な運用規則等々を御提示いただくということをお約束いただきたいと思います。

もう一つは、まだ政策企画課自体もどうなるかについてはこれからの楽しみというところでしょうから、あくまでも今回は試行導入、テストケースとしての導入に関する個人情報保護の措置についての了解をしたと切り分けをさせていただきたいと思ひまして、今回、2年間の試行期間ということですが、これも2年間ずっと試行が続くということなんでしょうか、それともどこかで1回区切って本格導入するという考え方なんでしょうか。そこを確認させていただいて、できれば本格導入の前に、もう一度きちんと個人情報の扱いについては諮問いただいた方が本当はいいのかなと思いますが、この点、確認を

もう一度お願いいたします。

政策経営部副参事 何を本格導入というか非常に難しく、これも意見聴取の手法の一つなので、私どもが考えたのは、これを使ってやったことによって、どういう意見がどういう層から出て、これは区として様々な計画に使えるねとなって、区として使っていこうというのが本格導入だと思っていて、試行導入というのが、まず次期基本計画で使ってみようと思定をしていたものです。ただ、試行導入の中でも、少し段階を踏まないと、どういう御意見が出たり、どういうものが問題になるから、これは利用規約の中に入れていかないとトラブルになるねとか、そういった検証をしながら、対象を少しずつ広げていってみようというのが、事業概要のなお書きで書かせていただいたところではございます。

会長 期間としてはいつを想定されているんですか。

政策経営部副参事 令和6年3月までに基本計画に関わる意見聴取をこれを用いてやりたいというところで、今ケースを3個書いています。区民検討会議とステークホルダー、一般区民。ただ、本当にこの3ケースにとどまるのかどうかとか、そういった部分はやりながら、スモールスタートから始めて広げていくつもりではありますが、まだ検証が必要でしたら、また別のスモールをやるとか、そういったものを少し繰り返していかないと、いきなりというのはちょっと危険があるなとは考えております。そこはちょっと個人情報で危険があるということよりは、どちらかというところ、区として意見への対応とか、そういった問題に対応可能かどうかを見ながら拡大していきたいとは思っております。

会長 試行導入とっているのが1年半ずっと続くというのではなくて、どこかで1回区切ることはできないのでしょうか。

政策経営部副参事 どこまでが試行で、どこからが試行じゃなくなりましたかと言われると非常に難しく、

会長 例えば事業はずっと続いても構わないんですけれども、半年のところでもう1回きちんと切って、本格導入に向けて諮問をし直すということはどうでしょうか。

区政情報課長 事務局でございますけれども、冒頭、会長が整理いただいたように、2月の審議会ぐらいを目途に取組状況や実際の試行での状況を御報告するというところで、御意見等をいただきながら、何度かに分けて、どこのタイミングできちんと切れるということもなかなか難しそうでありましたので、そういう手法を使いながら、随時御報告していくという手法ではいかがでしょうか。

会長 皆さん、それでよろしいですか。

委員 皆さんのお話を聞いていると、未確定な部分が多いと思いますので、別に9月開始に限らず、次の令和5年度で最終年度を迎える話なわけですから、まだ試行段階でのお話で、実際の区民の意見を動員してまで試行をする必要があるのかという素朴な疑問が出てまいりまして、9月開始そのものも遅らせてもいいんじゃないかなと私は感じています。

政策経営部副参事 ありがとうございます。イメージなんですけれども、パブリックコメントとかで公の意見をいただくケースというのは沢山あります。区としても、もちろんそれは尊重するんですけれども、例えば今回、区民検討会議というグループワークをやっているわけです。多世代の方が集まって、様々な方、色々な価値観の人が1班に6人とか8人集まって、その中で議論を重ねていただいて、各班で合意形成したものを区として御提言いただきました。こういった機会をつくるというのは非常に大事だとは思っているんですが、どうしてもそこに私たちのグループワークを開催するという限界、何回できるかという限界ですとか、そこに参加できる方の人数の限界、そういったものがある中で、もう少し広くやりたいというのがまずこちらのものです。

いきなり最初からやったことのない人からやると、非常にやりづらいということで、この間、8月に終わったばかりなんですけど、検討会議を終わって、その検討会議でも、こういった場が続くといいのにと御意見もいただいた中で、その熱が冷めないうちに、その方々に御案内するという意味で、なるべく早い時期に始めたいと思っているところで、この時期を設定させていただきます。

なので、対象を限定しているのも、この間、顔を突き合わせた中でやっている人たちとやるということで、できればそれが忘れた頃に今さらやってくるのではなくて、10月ぐらいから議論に参加していただきたいなということで、この時期にしたところでございますので、少なくとも限定的な部分を含めては御理解いただきたいと考えております。

会長 どうでしょう。ワークショップの継続として試行的に合意形成プラットフォームをやってみたいと、熟議、とても有意義な試みだと思いますので、個人的には応援はしたいと思いますが、皆さん、どうですか。よろしいですか。

では、先ほど区政情報課からもありましたけれども、まず1つは、今後運用規定等々についてのルール規定は提示いただく。もう一つは、どこかのタイミングで、半年なら半年、3か月なら3か月でいいと思いますけれども、あくまでも今回試行導入と書いていま

すので、試行導入の状況については改めて御報告いただいた上で、必要があれば諮問をし直していただくとさせていただければと思います。この2つを条件の上でお諮りをしたいと思いますが、皆さん、そういう形でよろしいでしょうか。

ではお諮りさせていただきます。今の条件2つをもって本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、諮問第991号につきましては異議なしと認めます。ありがとうございます。

政策経営部副参事 ありがとうございました。

会長 よろしく申し上げます。

諮問第992号

会長 では、諮問第992号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の24ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の25ページからが諮問の内容となっております。

所管課は障害福祉部障害施策推進課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

障害施策推進課長 よろしく申し上げます。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（障害者の緊急時専門サポーター派遣業務及び緊急時車両派遣・送迎業務の委託）でございます。障害福祉部障害施策推進課の宮川でございます。

委託の件名は今申しあげました2点でございます。

項目2番目の委託の内容でございます。

まず、国のところですが、国は、障害者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等の在り方について検討し、全国の自治体に向けて、地域生活支援拠点等の整備について方針を示し、各自治体における整備促進を図っております。

こうした中で、区としましては、地域生活支援拠点等の整備につきまして、せたがやノーマライゼーションプランという計画に位置付けまして、区内の障害福祉サービス事業所

や障害福祉施設等の持つ機能を最大限に活用しながら、相談や緊急時の受け入れ対応、地域と連携した支援体制づくりなどに取り組んでおります。その一環といたしまして、世田谷区緊急時バックアップセンター、こちらはこの審議会におきましても、6月にお諮りさせていただいた事業ですけれども、この事業が始まっているところです。このバックアップセンターからの依頼によりまして、障害者の緊急時にホームヘルパーを派遣いたします専門サポーターという事業の運營業務委託及び介護タクシーを派遣し、当該障害者の自宅などから短期入所施設までの送迎などを行います業務を、今年10月から外部委託により実施したいと予定しております。

なお、今申し上げましたが、このセンター業務は、回でいいますと、令和4年度第2回の審議会において諮問させていただいているものでございます。

諮問の趣旨でございますが、この2つの事業を外部委託することに伴いまして個人情報を取り扱わせるものであります。条例第12条の規定に基づき諮問をさせていただきます。

項目4の対象となる個人の範囲ですが、バックアップセンターの利用を希望し、事前に申請を行った障害者及びその家族等でございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。

が専門サポーターの派遣業務の方です。区から委託先に提供するものとしまして、記載のとおりですが、イメージとしましては、ヘルパーが御自宅に伺うわけですが、そのヘルパーが必要な介護を行うために様々な情報、緊急連絡先なども必要ですので、こういった内容を委託事業者提供してまいります。プラス委託先が御本人から実際に介護を行う中で不足する部分もあろうかと思っておりますので、こういったことの収集もあるだろうということで記載してございます。

が緊急時車両派遣・送迎業務委託でございます。こちらは介護タクシーに業務委託をして、障害のある方を運んでいただくという業務内容でございますので、ホームヘルパーほどの詳しい情報は必要ないだろうということで、委託先への提供する情報はこのような形で定めています。委託先が本人から収集するものについては想定しておりません。

その下、件数ですが、まず専門サポーターという事業は、この10月から令和4年度は半年行いますけれども、今年度は15件を見込んでおります。今年度は、記載しておりませんが、北沢地域と地域を限定して始めてまいりますので、5年度以降につきましては

区内全域への展開、それから1年間になってきますので、件数としては15件から150件になるということを見込んでございます。

緊急時車両派遣・送迎業務委託ですが、同様に、今年度は6件で、5年度以降は年間60件を見込んでいるというところです。

項目の6から11までにつきましては記載のとおりでございますので御覧ください。

27ページに進んでいただきまして、項目の12番目です。開始の時期ですが、令和4年12月から継続して行います。

委託先につきましては現状未定という状況です。

御説明は以上です。

会長 ありがとうございます。では、質問をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

委員 ちょっと確認のみで教えてください。件数の見込みのところ、今のお話は、令和4年度は半年間で15件ですよ。1年間ですと大体30件。ただ、これが北沢地域に限定をしているので、令和5年度以降は全地域に展開をするので、その5倍、そういう意味でこれが三五の十五で150件、そういう数字になっているのでしょうか。その確認だけです。

障害施策推進課長 おっしゃるとおりです。

会長 では、ほかにないようでしたらお諮りをしたいと存じます。諮問第992号、異議はございませんでしょうか。大丈夫ですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、ないようでしたら、諮問第992号につきましては異議なしと認めます。ありがとうございました。

障害施策推進課長 ありがとうございました。

諮問第993号

会長 すみません、時間の予定4時を過ぎてしまいましたけれども、最後の諮問事項になります。ちょっと大きな諮問事項ですけれども、このまま続けますので、休憩が必要な方は適宜席を外していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

では、諮問第993号をお願いいたします。

区政情報課長 会議が長時間になっておりまして申し訳ございません。土田委員よりあらかじめ16時までと本日伺ってございましたので、既に退席されておりますので、その旨、皆様御承知おきくださいませ。

それでは、資料の28ページを御覧ください。

特定個人情報保護評価における第三者点検について（国民健康保険 保険料収納事務）でございます。

次の29ページからが諮問の内容となっております。

所管課は地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課及び保健福祉政策部保険料収納課でございます。

それでは、番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課の説明の後、保険料収納課より説明いたします。

番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長 こんにちは。番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長の恵見と申します。よろしくお願いたします。

お手元の審議資料に沿って御説明させていただきます。

まず、1、諮問の趣旨についてです。

(1)にマイナンバー制度の目的を記載しております。

(2)にございますように、マイナンバー制度では、個人情報を適正に取り扱うため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護法令が整備されまして、様々な安全措置を講ずることとされております。その一つが(3)にございます特定個人情報保護評価です。マイナンバーを含む個人情報を取り扱う際に、事務ごとに評価を実施する必要がございます。取り扱う対象者の数などにより、軽い方から順に基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価と3段階に分かれております。今回諮問の保険料収納事務は全項目評価、一番重いものですが、こちらに当たりまして、区民意見募集や第三者点検など、そういったものが必要になります。全項目評価の流れにつきましては、お手元に別紙1をお付けしておりますので、そちらで御覧いただければと思います。

続きまして、2、諮問の内容を御覧ください。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の第2条第2項に基づきまして、保険料の還付金について、御本人が希望される場合に、あらかじめ内閣総理大臣に登録した預貯金口座に払い込むことが可能となります。このあらかじめ内閣総理大臣に登録する預貯金口座というものを公金受取口座と一般的に呼んでおりますが、これにより今後新たなコロナ対策の給付金などが始まった際にも迅速な支給を行うことが可能となります。現在、テレビCMなどでも流れておりますマイナポイント第2弾というもののポイントの獲得の条件にもなっている制度です。

(2)にございますように、公金受取口座情報については、特定個人情報保護評価の再実施が必要となる重要な変更には該当しないということになっておりますが、(3)に記載しておりますように、保険料収納事務の評価書につきましては公表から一定期間が経過しておりますので、今回の公金受取口座による評価書の改定と合わせまして、特定個人情報保護評価を再実施することといたしました。

3、区民意見募集につきましては、先ほど御説明した全項目評価の際に必ず必要となるものですが、こちらを令和4年7月1日から7月30日に実施させていただきましたところ、区民の皆様からの御意見はございませんでした。また、第三者点検に関しましては、マイナンバー制度の運用に際して制定いたしました世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例というもので、専門性を持った外部委員を含むマイナンバー制度セキュリティ会議の設置を定めております。先日この会議が8月18日に開催されまして、本件については原案どおりで御承認いただきましたことを申し伝えます。

続きまして、4、第三者点検の対象となりますものが、この後からお付けしてありますボリュームの多い別紙2の全項目評価書です。こちらについては後ほど保険料収納課より御説明させていただきます。

5、今後のスケジュールにつきましては、今回御承認いただくということの前提での想定になっておりますが、9月に国の個人情報保護委員会へ評価書を報告しまして、10月に評価書を公表する予定です。公金受取口座というその制度自体は10月から試行運用が開始されまして、来年、令和5年1月から本格運用が始まる予定となっております。

それでは、続きまして、保険料収納課より別紙2の評価書について御説明させていただきます。

保険料収納課事務調整担当係長 保健福祉政策部保険料収納課長の梅原が本日出席できないため、代理で私、保険料収納課事務調整担当係長の島田より御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

私からは右上のページ数73、74、75の参考資料1と2を用いて、今回追加される公金受取口座を活用した還付金の還付事務の流れ、これに伴う評価書の修正、追記内容について御説明いたします。

73ページ、参考資料1を御覧ください。事務の流れと個人番号の取扱いでございます。

まず、図左側の白矢印部分ですが、区民の方が任意によりあらかじめ直接公金受取口座

を登録いたします。

次に、黒矢印 から の部分が区の還付事務の流れになります。

、区は保険料決定後に前年所得に変更があり、保険料が減額され、過払いが生じたときや二重払いをしたときなど、還付金が発生した際に還付決定通知・還付請求書を送付いたします。

、これまでですと、区民の方は、還付請求書に口座情報を記入の上、区へ返信していただいておりますが、左下を御覧ください。今後は口座情報の記入に代えて公金受取口座に振込みを希望しますのチェック欄にチェックを入れ、個人番号を記入し、マイナンバーカードまたは通知カードと免許証等の本人確認書類の写しを添付の上、返送。

、区は、記入内容と添付資料の情報を確認後、番号連携サーバーにアクセスし、公金受取口座を照会し、口座情報を取得。

、還付請求書の請求人と取得した口座名義人の情報を突合し、情報の正確性を確認した上で、S K Y 2 保険料収納システムへ手入力により口座情報を登録します。なお、今回、登録項目の追加等のシステム改修を実施しないため、個人番号や口座情報が公金受取口座であることの登録は行いません。

、金融機関への振込依頼を行い、該当口座へ入金いたします。

この事務の流れの中で個人番号の取扱いは、 、 、 となります。

続きまして、別紙2の特定個人情報評価書の改定内容について説明いたします。74ページ、参考資料2を御覧ください。

本資料では、法改正等に伴う規定の整備に当たる内容は省略し、主に公金受取口座に係る変更点を記載しております。

まず表の説明ですが、左から通番、全項目評価書のページ数、審査の観点、全項目評価書、下線部分が今回の修正、追記箇所となります。審査の観点は、個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点から転記しております。

まず通番1について、令和3年度の国民健康保険加入者数は約18万人ですが、会社等の社会保険に加入し、国民健康保険を脱退した方も還付事務の対象となるため、対象人数が30万人以上となったため変更いたしました。

次に、通番2から6について、個人番号の取扱いはございませんが、S K Y 2 保険料収納システムと情報のやり取りをするその他のシステムとして、通番5、6、電話催告システムと保険料収納支援システムを追加いたしました。

通番 3、4 について、今回の改定に当たって、改めて各システムの具体的内容を確認し修正いたしました。

通番 7、保険料収納事務に係る内容について、個人番号を記入する追記をするなど、実態に即した内容に修正いたしました。

通番 8 から 11 について、還付事務での利用のため、公金受取口座情報を正確に特定し、正確かつ迅速な還付事務を行う旨及び公金受取口座情報の入手元である内閣（デジタル庁）を追加いたしました。

ページをおめくりください。通番 12 について、まちづくりセンターにおいて保険証の再交付をする際に、S K Y 2 保険料収納システムにアクセスし、滞納状況を確認しているため、実態に即し追加いたしました。

通番 13、14、特定個人情報の使用方法です。網かけの部分が今回改定のポイントになります。区民からの還付請求書の提出により取得した個人番号は、システムへの登録や転記を行わず、番号連携サーバーを通じて情報提供ネットワークへ情報照会を行い、口座情報を取得するために使用いたします。還付請求書の請求人と取得した口座名義人の情報を突合し、情報の正確性を確認した上で、公金受取口座への還付を行います。

先に通番 18、特定個人情報ファイルの記録の項目です。こちらも網かけをしております。今回は口座登録画面についてシステム改修を行わないため、記録項目の追加はありませんが、口座情報に公金受取に係る口座情報が含まれるか否かが生じないように、括弧書きで追加いたしました。

戻りまして、通番 15、16、17 について、還付事務についても確実に読めるよう修正、また、委託先の取扱者数が増加しております。

通番 19、20、22 について、いずれも既に他の事務の評価書に記載されている内容になります。ユーザー認証方法について、職員証（ICカード）とパスワードによる 2 要素認証を実施することを明らかにする表現に改めるとともに、ユーザー ID ごとの権限設定とアクセスログの分析について追記いたしました。また、マイナンバー制度セキュリティ会議について追記しております。

最後に、通番 21、23 について、いずれも還付事務が含まれるように修正いたしました。なお、還付請求書等はファイリングし、紙台帳で 5 年間保管いたします。

以上で諮問事項に関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会長 年に何回かやってくる第三者点検ですけれども、マイナンバーがきちんと業務上で適

切に使われているか、あるいは保護ができていないかということについて第三者が点検する、具体的には私たち審議会が点検するということでもありますけれども、慣例的に2つのことをいつも最初に確認しています。

まず1つは、ざっくりとして、大きな問題がもしありそうだと、きちんと議論すべきだという場合には、この審議会として小委員会を設置して細かい議論をするということを毎回やっています。

もう一つは、そうはいても、なかなか専門的にセキュリティ上問題があるかどうかというのは難しいものですから、大きな問題がなさそうであれば、セキュリティ会議の御意見を参考にしながら、小委員会を設置せず了解する場合もあります。

その中で、まずこの2つ、大きな問題がありそうかどうか、ないのであれば、今回の場合、小委員会を設置しないで、この場で議論をして了解するという流れでいいかどうかについて、皆さんの御意見をいただければと思います。

委員 特定個人情報保護評価書というのは非常に見づらいですね。分かりづらいですが、今回はS K Y 2 保険料収納システムを経由しないでやるので、本来やらなくてもいいんですけども、時間もたったので、再実施したいという話だと思います。

あと、分かりづらかったところを色々表現も直して、今回のシステムでちょっと変わったところも直したという内容なのかな、大きな意味ではそういうふうに理解をしています。

あとの細かいところは、ぱっと見ではなかなか分かりづらいものですね。現時点において、私は今回の諮問している内容、全項目評価というのは一番重い評価なんですけれども、前提事実からするならば、この内容で特に問題はないかなと考えています。

会長 ありがとうございます。それでは、実質的には大きな変更はないんだということと私は今受け止めてお聞きしましたので、そういう状況がセキュリティの専門家からも示されているということを前提に、皆様方、どういたしましょうか、あるいは御質問はという形に進めたいと思います。いかがでしょうか。大丈夫ですか。

では、特段なければ、今申しましたように、小委員会は設置せずに、この場でこの諮問についてのお諮りをしたいと思います。

では、諮問第993号、異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。ないようでしたら、諮問第993号については異議なしと認め

ます。

保険料収納課事務調整担当係長 ありがとうございました。

番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長 ありがとうございます。

(2) 報告事項

・事前送付した報告事項に係る質問への回答について

会長 では、報告事項に移ってよろしいでしょうか。委員の皆様方から事前に質問をしていただきまして、これに対してお答えいただいているという部分です。事務局から追加で御説明をお願いします。

区政情報課長 ありがとうございます。資料の76ページを御覧ください。

事前に送付させていただきました報告案件につきまして、委員の皆様からいただきました質問4件とそれに対する回答を記載しているところでございます。委員の皆様にはこの回答をもって御了解いただければと考えておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 皆さん、大丈夫でしょうか。では、この回答をもって事前に確認をさせていただきました報告事項は了解したいと思います。

ほかにないようでしたら、事前に確認した報告第350号については了解いたします。

区政情報課長 ありがとうございます。

(3) その他報告事項

事前送付したその他報告事項に係る質問への回答について

会長 その他報告事項に移ります。報告の1つ目を事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 その他報告の、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況等というところで、資料の77ページでございます。

こちらにつきましても、事前に送付させていただいておりますその他報告案件でございます。委員の皆様からいただきました質問1件に対する回答を記載していますので、この回答をもって御了解いただきたいと思います。

以上でございます。お願いいたします。

会長 これは実態の数字の確認でしたね。皆さん、大丈夫でしょうか。

では、これにつきましても、この回答をもちましてその他報告事項を了解したいと思います。

ます。よろしくお願いいたします。

個人情報保護条例の改正（素案）等について

会長 では、その他報告の2点目、個人情報保護条例の改正（素案）についての報告になります。よろしくお願いいたします。

区政情報課長 それでは、報告させていただきます。資料の78ページからでございます。個人情報保護条例の全部改正（素案）ということで御報告させていただきます。

審議会からの答申を踏まえまして、後ほど御説明させていただきますけれども、条例の全部改正（素案）という形に取りまとめさせていただいたところでございます。今後、区の方考え方を整理した上で、改めて運用上の話、安全管理措置とか、そういったものを含めて審議会の皆様から御意見をいただきたいと考えているところでございます。

79ページの方に進んでいただきたいと思っております。79ページは別添資料でございます。

1の主旨については、個人情報保護法が令和3年5月に改正されまして、国が定める全国共通ルールの下に行うことになりました。今回、その見直しに際しましては、法改正の趣旨を踏まえつつも、区の積み重ねてきた独自の取組みを可能な限り生かす方策を検討してきたところございまして、審議会からの答申を踏まえて、全部改正の素案という形に取りまとめたところでございます。

現行制度と法改正後は図のとおりでございます。

2の条例（素案）の内容、スタイルでございます。

現在は、御案内のとおり、区独自の制度で、全56条ということで定めている条例でございます。今回、法改正によりまして、下の図に書いておりますように、個人情報保護法、改正後全185条でございます。そのうち、改正後の条例におきましては、法において条例で定めることとされている事項、例えば開示請求に係る手数料等ということで、法に抵触しない範囲において条例で定めることが可能な事項ということで、結果としまして、条例の素案は全15条というところでございます。

おめくりいただきまして、80ページにお進みください。

80ページの（2）条例改正の基本方針というところにつきましては、審議会から御提案いただきました内容をそのまま記載させていただいているところでございます。

次をお願いいたします。（3）条例改正の主なポイントというところでございます。こちら基本的には答申を踏まえた内容でございますけれども、 審議会への意見聴取等と

ということで、今回の改正法では、自治体が設置する審議会等に個別事案の審議を諮問することは許容されないということで、この間確認してきた内容等でございます。

それでは、区としてどのようにするかというところで、次の81ページにお進みいただきたいと思います。新たな個人情報保護条例における審議会の関与等ということで、改正前は現行、本日のように審議会による審査ということで、所管課から説明を受けて、ヒアリングをしていただく。現行こういう形で個別事案、外部委託とか回線結合とか、それぞれ事業実施前に審議会に1件単位でお諮りしています。

今後、改正後でございますけれども、まず審議会に区で設けます審査基準についてぜひ御意見をいただいて、その審査基準を策定していきたいと考えております。策定した審査基準に基づきまして、今後は各所管課が審査して、その審査基準に適合するような形で業務を実施していくという流れになります。その結果、事務局は各所管課から定期的に報告を受けまして、審議会には各所管課で行いました審査結果を御報告して、その状況等を確認いただくという流れを考えております。

その下でございます。新たな個人情報保護管理体制（案）ということで書かせていただいています。

審議会というところの表でございます。最初の行でございますけれども、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、今後とも審議会から意見をお聴きします。例として、今申し上げましたような審査基準というところでの運用ルールの細則を策定したり、場合によっては見直したりということもあるかと思っておりますので、そういった場合は審議会から引き続き御意見をお聴きします。

そのほかは、外部委託や外部提供や目的外利用、こういった案件の中で要配慮個人情報、病歴や犯罪経歴や障害、こういったセンシティブな情報を含むものは、私どもが取りまとめた上で審議会の方に事後報告させていただきたいと考えております。そのうち、どうしても内容等で所管課から改めて聞きたいというお話がございましたら、所管課から個別に御報告するという形も取りたいと考えているところでございます。

続きまして、総括個人情報保護管理者ということで、こちらは今までなかった体制ではございますが、全体の個人情報は区長が当然管理するという行政機関の長としての考え方はありますけれども、区長を補佐して、こういう個人情報の適切な管理及び安全保護の内部管理に関する事務を総括していくという形を取らせていただきます。

その下でございます。各課長でございます。個人情報保護管理者ということで、現行条

例におきましても、個人情報保護管理責任者ということで位置付けております。個人情報保護管理者ということで、引き続き各業務単位、事業単位の責任者は各課長でやっておりますので、引き続き各課長がきちんと責任を持って事業を実施するという形でございます。

最後の行でございます。こちらも新たな体制でございますして、今後、審査基準に基づいて所管課が審査していったときに、その審査が適正かどうかという形で、それについてはきちんと監査をしていこうということで、内部監査になりますけれども、個人情報保護監査責任者ということで、現在は総務部長の職にある者を当てることで考えております。

次の82ページにお進みくださいませ。

個人情報保護管理委員会、こちらも内部組織ではございますけれども、新たに副区長をトップとして、個人情報の管理に係る重要事項の決定とか、何か個人情報の取扱いに係る連絡調整等の必要がある場合については、個人情報保護管理委員会ということで区政情報課が事務局となって開催させていただいて、例えば監査の結果情報とか、若しくは審査基準を見直す必要があるとか、そういったことを含めて個人情報保護管理委員会というところをもってある程度内部で固めて、必要に応じて審議会に御報告若しくは諮問していくという流れを考えております。

それ以降、の区議会の取扱いも皆様に御審議いただいたとおりで、個人情報保護条例の対象外という形になります。

その他のところに移らせていただきます。

自己情報開示請求に係る手数料については従来どおり無料ということで、写しの交付に要する実費弁償のみ求めるという形は変更ございません。

開示請求から決定までの期間については、開示・訂正・利用停止いずれも15日以内ということで頑張らせていただきたいと考えております。

個人情報に関する帳簿の取扱いということで、今回、国から示されました個人情報ファイル簿という形で、統一的にやっていくことに加えまして、国は1,000人以上と対象をしているところですが、区では、1,000人未満についても個人情報ファイル簿を作成・公表していくと考えております。

続きまして、行政機関等匿名加工情報の取扱いでございます。こちらにつきましては、この間御審議いただいたとおり、令和5年4月の導入は見送らせていただきまして、今回義務付けとなります都道府県、政令指定都市の状況を踏まえて、今後の導入を検討すると

いう扱いとさせていただいております。

最後に、条例要配慮個人情報というところでございます。ここはかなり審議会でも慎重に御議論いただいたところでありましたけれども、現時点では、具体的な想定事項がないということで、規定は置かないとさせていただいたというところでございます。

続きまして、(4)と(5)は後ほど少し御説明しまして、3のところです。関連する条例ということで、2つ書いております。今回の審議会条例と、あわせて世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の2つについては、所掌事務等に一部変更が出ます。内容ではありませんが、規定の整備ということでございます。

続きまして、次のページをめくっていただいて、84ページを見ていただきたいと思います。

内容を説明すると、もうお時間もないので、項目だけ確認で、全部で15条でございますけれども、左側に今回の新しい条例の素案を書いています。説明ということで、こういったものを書いていますよと分かりやすいように説明を入れています。

最初の第1条が目的、第2条で定義、第3条で実施機関の責務、第4条で審議会への意見聴取ということで、先ほど御説明した内容を条文に落とし込んでおります。

第5条で、総括個人情報保護管理者の設置ということで、先ほど話をしたところに関連している部分でございます。

おめくりいただきまして、86ページにお進みください。

こちらの第6条以降については、一部現行条例と変更がない、若しくは期間が短くなるということで、次の87ページの方にその部分を書いております。

次に88ページまでお進みください。

88ページには、第12条で利用停止決定等の期限ということで、こちらは20日から15日にしますという旨を書いています。

第13条で実施状況の公表ということで、現行の条例と変更なくやらせていただきます。

第14条では国等への要請ということで、こちら現行条例と同じようなことではございませんけれども、書かせていただいております。

あと、委任の規定ということで、必要な事項は規則で定めていきます。

この施行については令和5年4月1日という形の条例の素案とさせていただいているところでございます。

お戻りいただきまして、ページ数で申し上げますと、78ページその他報告資料のかがみ

文にお戻りいただきたいと思います。

今早口で申し上げてまいりましたけれども、1の審議会への意見聴取に係る要点ということで、改めてですが、今後、安全管理措置を行うための、先ほど申し上げましたような審査基準を策定するために、ぜひ審議会から御意見をいただきたいと考えております。

2の今後のスケジュール(予定)でございます。9月の中旬から10月の上旬にかけて、区民意見提出手続ということで、パブリックコメント、区のおしらせの特集号を活用させていただきたいと考えております。

次回、10月25日、第5回の審議会に、先ほど申し上げました、そういった安全管理措置等に係る審査基準という部分を諮問させていただきたいと考えております。ここの部分はかなり細かい御議論になるかと思っておりますので、できましたら、皆さん、お忙しいと思うんですけども、小委員会を11月に開催させていただきたいと考えております。

11月末には小委員会の取りまとめをしていただいて、この審議会へ意見書を出していただきたいと考えております。

その先ですけれども、12月27日の第6回審議会で、小委員会の取りまとめいただいた内容に基づいて審議いただいて、答申という運びで進めていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

年明け、2月には区議会の第1回定例会に条例案ということで上程させていただいて、3月に議会の議決をいただいて、4月1日に条例施行という運びで進めさせていただきたく、引き続きまた御協力いただきたいと考えております。

すみません、長くなりましたけれども、説明は以上でございます。ありがとうございます。

会長 では、ただいまの件につきまして御質問はありますでしょうか。

大きくは2つで、1つは、皆様方の御尽力をいただきまして素案がまとまるまで来ましたということの御報告と、引き続きもう少し、細則、運用ルールについて審議会で議論していきましょう。そのために、今の事務局の予定では11月に小委員会を予定されているという御報告であります。よろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、ただいまの報告を了解いたしたいと存じます。私からも改めて皆様方のお力添えについて感謝申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

では、事務局からほかに何か報告があればお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。本日も長時間にわたる御審議となりまして、熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

次回の日程でございますけれども、次第にも記載しておりますように、第5回の審議会は10月25日（火）午後2時から、本日と同じようにオンラインという形で行わせていただきたいと思っておりますので、御出席のほどどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長 ほかに何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

3. 閉 会

会長 では、ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。長時間大変お疲れさまでした。閉会いたします。